

社会福祉施設等施設整備費補助金国庫協議優先順位設定基準について

平成29年10月26日
障がい福祉課

平成30年度における施設整備費補助金の国庫補助協議にあたり、その優先順位を決定するための基準について、鳥取県社会福祉審議会に諮るものである。

1 制度概要

社会福祉法人、医療法人、NPO法人等が設置する障がい福祉サービス事業所や障害者支援施設等について、創設、修繕等の施設整備を行う事業に対し、国と県が協調（国1/2、県1/4、事業者1/4）して補助。各法人へ申請要望を照会し、応募があったものに優先順位を設定した上で国に協議を行い、内示を受ける。

〈スケジュール〉

平成29年9月	要望照会（現在取りまとめ中）
平成29年10月	
平成30年2月	社会福祉審議会において優先順位決定
平成30年4月	社会福祉審議会において優先順位決定
平成30年6月～7月	国から内示（内示後、事業開始可能）
平成30年7月～8月	交付申請

2 近年の国予算と鳥取県への国補助金配分額（単位：千円）

	国予算（H30は概算要求額）	鳥取県国補助金配分額
H30当初	10,300,000	未定
H29当初	7,100,000	45,660
H28補正	11,800,000	45,927
H28当初	7,000,000	85,792
H27補正	6,000,000	96,399
H27当初	2,600,000	27,400

3 社会福祉施設等施設整備費補助金の優先順位設定基準について

依然として、スプリンクラー整備、防犯対策の強化の必要性が高いため、昨年度と同様の方針とし、変更なしとしたい。

【概要】（詳細は別紙設定基準を参照）

- ・グループホームにスプリンクラーを設置する大規模修繕（消防法上の設置義務のある事業所に限る。）を最優先とする。
- ・相模原市で発生した連續殺傷事件を受け、夜間に障がい者が入所・居住している施設の防犯対策に係る改修をスプリンクラー整備の次に優先する。
- ・その他については、障害福祉計画におけるサービス需要見込に対し、現サービス提供体制が不足しているサービスの定員を増やす整備を優先する。（平成30年度の需要見込みは市町村が算出中）

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議優先順位設定基準（案）

平成29年10月26日
障がい福祉課

I 目的

平成30年度分社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議の実施に当たり、満たすべき基準の整理と、優先順位を付すための県基準を定める。（今後の国庫協議方針は現時点で不明であるが、一県当たりの協議数制限又は予算制限が設定された場合は、本基準により優先順位の高いものから国庫協議を行うこととする。）

II 選定方法

国が設定している選定対象施設の基準を満たす事業について、県施策として優先すべき基準により国庫協議を行う事業の優先順位を付す。

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議の実施に当たり、県の優先順位を付す必要があるため、国が示している留意事項及び県施策として優先すべき基準により国庫協議を行う事業の優先順位を付す。

1 国留意事項

項目	内容
(1)障害福祉計画との適合性	現行の障害福祉圏域及び市町村の障害福祉サービスの需要見込みとサービスの提供体制を比較し優先度が高いと考えられるもの。
(2)実態把握に基づく施設整備計画	①単に待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められること。 ②施設の整備目的、計画等が具体的であること。
(3)関係市町村との調整	①関係市町村との調整が行われていることを前提とし、新たに事業所を創設する場合には整備予定地の市町村長の意見書が添付されていること。 ②施設の建設に当たっては、近隣住民に対する説明や対応を十分に行い理解を得ること。
(4)用地確保	建設用地の確保が確実であること。
(5)実施主体の適格性	①役員構成、資金計画等が適正で、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能と考えられるもの。 ②法人の指導監督を担当する部局に対し意見を求めるなど当該施設を設置する適格性について厳格な審査を行うこと。
(6)民間補助金との重複	民間補助金の申請と重複しないこと。
(7)事業実施の確実性	障害福祉サービスの趣旨、利用対象者、指定基準、報酬等を十分検討し着実に事業が実施できると考えられるもの。
(8)立地等	創設の場合は、障がい者が地域社会と日常的に交流出来るよう立地等で配慮されているもの。
(9)グループホームの立地・規模等	① 創設の場合は、住宅又は住宅と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ原則として入所施設、病院の敷地外にあること。 ② 創設の場合は1共同生活住居の定員が4人以上10人以下であるもの。

2 県優先項目

整備区分	優先項目	理由
S 社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等	(1) グループホームにスプリンクラーを設置する大規模改修。（消防法上の設置義務のある事業所に限る。定員・面積の多い施設を優先する。）	消防法施行令改正により既存グループホームのうち支援区分の高い者が大半を占めるグループホームにスプリンクラー設置義務が生じたことによる。
	(2) 障害者支援施設の防犯対策に要する経費（定員・面積の多い施設を優先する。）	相模原市で発生した障害者支援施設における連続殺傷事件を受け、夜間障がい者が入所・居住している事業所の防犯対策に要する施設整備費の補助を行うことにより利用者の安全安心を確保する必要がある。
	(3) グループホームの防犯対策に要する経費（定員・面積の多い施設を優先する。）	
A 定員を増加させる整備	(1) 圏域におけるサービス提供体制（定員数）の、県障害福祉計画の整備計画達成率がより低いサービスの整備。（1件順位を決定する度に、その整備が行われたものとして計画達成率を再計算する。）	圏域において不足しているサービスを充足させるため。
	(2) ①強度行動障がい者、②重度障がい児者、③精神障がい者（グループホームに限る）を対象とするもの。（①、②、③の順で優先とする。）	・ 入所施設、病院、自宅からの移行ニーズ及び在宅生活の支援のため地域の受け皿となる環境の整備が必要。 ・ 特定のケアが必要な方への受け皿の拡大が必要。
	(3) 増加する定員がより多いもの。	地域における受け皿の拡大
	(4) 市町村におけるサービス提供体制（定員）の、県障害福祉計画の整備計画達成率がより少ないサービスの整備。	市町村において不足しているサービスを充足させるため。
	(5) 過去3年間における県施設整備補助金の事業実績額がより少ない法人。	事業の公平性を確保するため。
	(6) 整備予定が、合併前の旧4市以外に位置するもの。	
B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備	(1) 安全確保のために早急な改修が必要となる修繕等。	利用者への影響の大きさを踏まえ、より必要性の高い事業を優先的に扱う。
	(2) 利用者の処遇改善のために必要となる修繕等。	
	(3) (1)、(2)以外の修繕等	
	(4) 入所施設又は居住サービス事業所である。	
	(5) ①強度行動障がい者、②重度障がい児者を対象とするもの。（①、②の順で優先とする。）	
	(6) 耐用年数に対する経過年数の割合が高いもの。	
	(7) 過去3年間における県施設整備補助金の事業実績額がより少ない法人。	

3 協議順位の決定方法

(1) 整備区分の優先順位

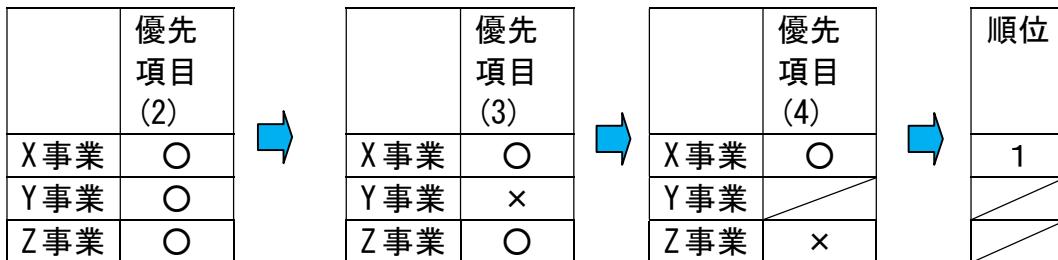
「S 社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等」を最優先する。次に「A 定員を増加させる整備」、その次に「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」の優先順位とする。ただし、「A 定員を増加させる整備」について、圏域における現状のサービス提供体制（定員数）が県障害福祉計画による計画値以上である場合は「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」より後順位とする。

(2) 整備区分内での優先順位

- ア 「S 社会環境的要因により早急に対応が必要な改修等」の整備区分の中で複数の申請がある場合の優先順位は項目(1)、(2)、(3)の順とし、さらに項目の中で複数の申請がある場合は、定員の多い順、定員が同数の場合は面積の大きい順とする。
- イ 「A 定員を増加させる整備」、「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」それぞれの整備区分の中で複数の申請がある場合の優先順位は、整備区分それぞれの優先項目(1)、(2)、(3)・・・の順に、より上位の項目を満たすものを優先し、順位を決定する。

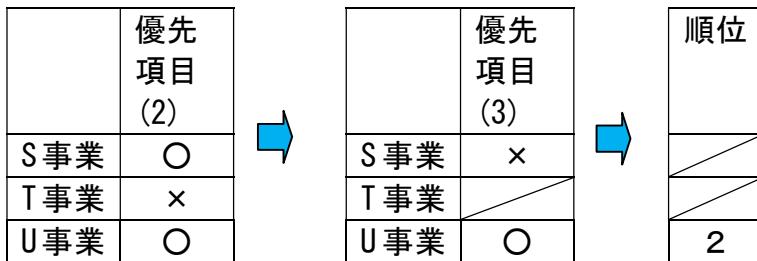
＜例＞

Aの優先項目(1)について、東部圏域のグループホームが、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制の達成率が最も低く、東部圏域のグループホームの整備をX、Y、Zが希望している場合。



上図のとおり段階的に(2)、(3)・・・とし、各段階の項目を順次満たしたXが1位と決定。1位となったXの整備を行なったものとして、東部圏域のグループホームの県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制の達成率を修正。

これにより、中部圏域の生活介護が、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制の達成率が最も低くなり、中部圏域の生活介護の整備をS、T、Uが希望している場合。



同様に、段階的に(2)、(3)・・・とし、各段階の項目を順次満たすU事業を2位と決定。2位となったUの整備を行なったものとして、中部圏域の生活介護の県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制の達成率を修正し、その後は、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制が一番低いものを優先とする。

母子生活支援施設の施設整備について

平成29年10月26日

青少年・家庭課

圏域	種別	整理番号	整備予定地	施設名	設置主体	定員(H29.10初日在籍世帯数)	事業計画の概要	整備年度
東部	母子生活支援施設(鳥取県次世代育成支援対策施設整備費補助金)		八頭郡八頭町宮谷222-1	母子生活支援施設のぞみ	社会福祉法人愛光会	20世帯(13)世帯	<p>老朽化した ①管理・母子室棟（昭和45年竣工） ②保育室棟（昭和48年竣工） ③平屋建て母子室棟2棟（昭和48年竣工） ④倉庫棟（昭和50年竣工） を解体し、同一敷地内において、①②の機能を有するA棟、③の機能を有するB棟及び④の機能を有するC棟の合計3棟を新築する。</p> <p>なお、①及び③に入所している世帯は、①が解体される前に完成するA棟へ引っ越しすことから、入所世帯に大きな支障はない。</p>	平成30年度～平成31年度

<整備概要>
 【構造】 A棟（鉄骨造2階建て）、B棟（鉄骨造平屋建て）、C棟（プレファブ倉庫）
 【延べ床面1271.9m²（A棟：999.36m²、B棟：227.54m²、C棟：45m²）】
 【整備内容】老朽化した建物5棟を解体し、同一敷地内に3棟新築する。

<施設整備費について>

種別	総事業費	補助対象経費	補助金額	財源内訳	
				国庫	一般財源
母子生活支援施設	492,912	432,987	222,060	148,040 66.7%	74,020 33.3%

(単位:千円)

<次世代育成支援対策施設整備交付金について>
 この交付金は、児童福祉施設等の新設、修理、改造、拡張又は整備に要する経費の一部に充てるために、国が交付する交付金であり、次世代育成支援対策を推進することを目的とするものである。
 その対象は、都道府県等が策定する整備計画に基づいて実施される施設整備事業とされている。

<補助率及び補助金額の算定について>
 補助金額は次の①及び②を比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額（ただし、③を限度額とする。）とされている。
 ①対象経費の実支出額（432,987千円）
 ②総事業費から寄付金等収入額を控除した額（492,912千円）
 $\Rightarrow ① \times 3/4 = 324,740\text{千円}$

③国から受ける交付金の額（148,040千円）に2分の3を乗じた額（222,060千円）

<今後の予定について>

平成29年	
12月頃	国庫協議
平成30年	
3～4月	国庫申請
5～6月	内示、設計・着工
6～7月	国要綱発出、国交付申請
7～8月	国・県交付決定
平成31年	
11月頃	竣工

<参考>平成28年度月別初日在籍世帯数（母子生活支援施設のぞみ）

平成28年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
初日在籍(世帯)	17	16	16	16	16	15	15	15	15	15	15	15

○工程表

工事名称 社会福利法人愛光会母子生活支援施設の改築計画



鳥取県八頭郡八頭町宮谷 222-1 周辺の地図

施設所在地

最寄り駅 郡家(7分) 八頭高校前(18分) 東郡家(23分) 因幡船岡(35分) 河原(51分)

**この地図をスマートで持ち歩こう!**

動かせる!

案内してくれる!

プリント代節約!

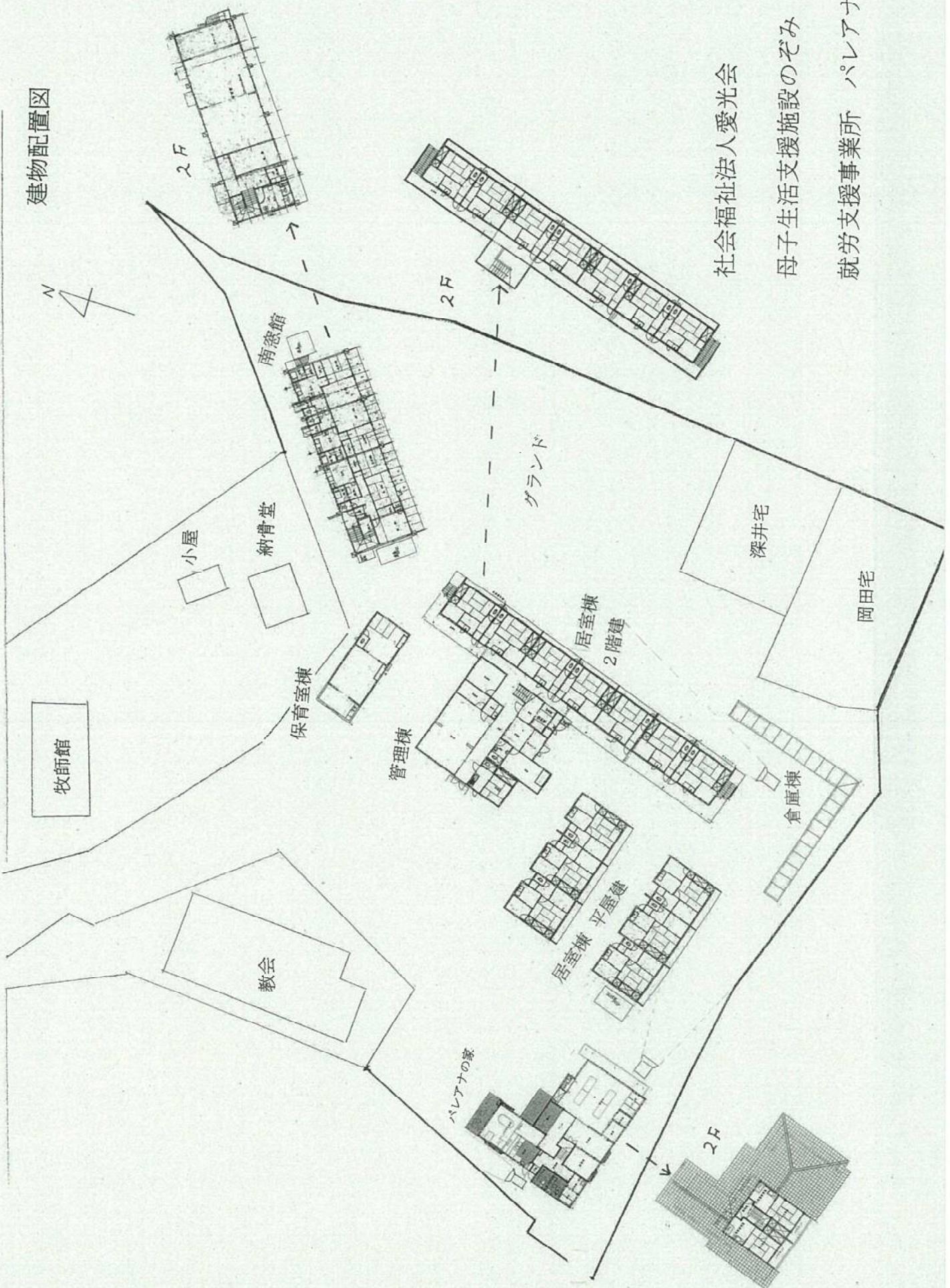
YAHOO! 地図

※ご利用いただく際は、バーコードを読み取るアプリが必要です。



Copyright (C) 2017 Yahoo Japan Corporation. All Rights Reserved.

建物配置図

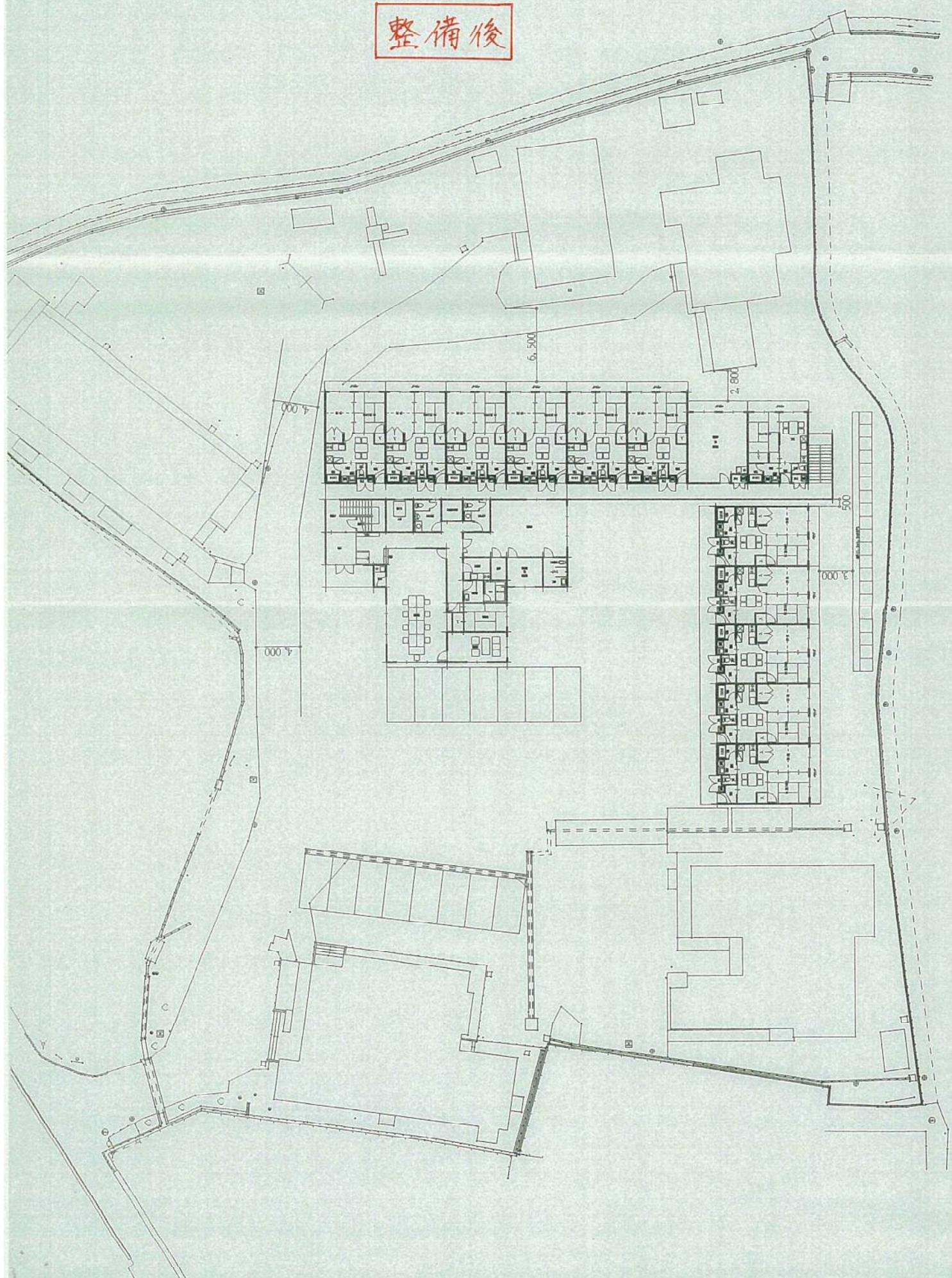


就労支援事業所 パレアナの家

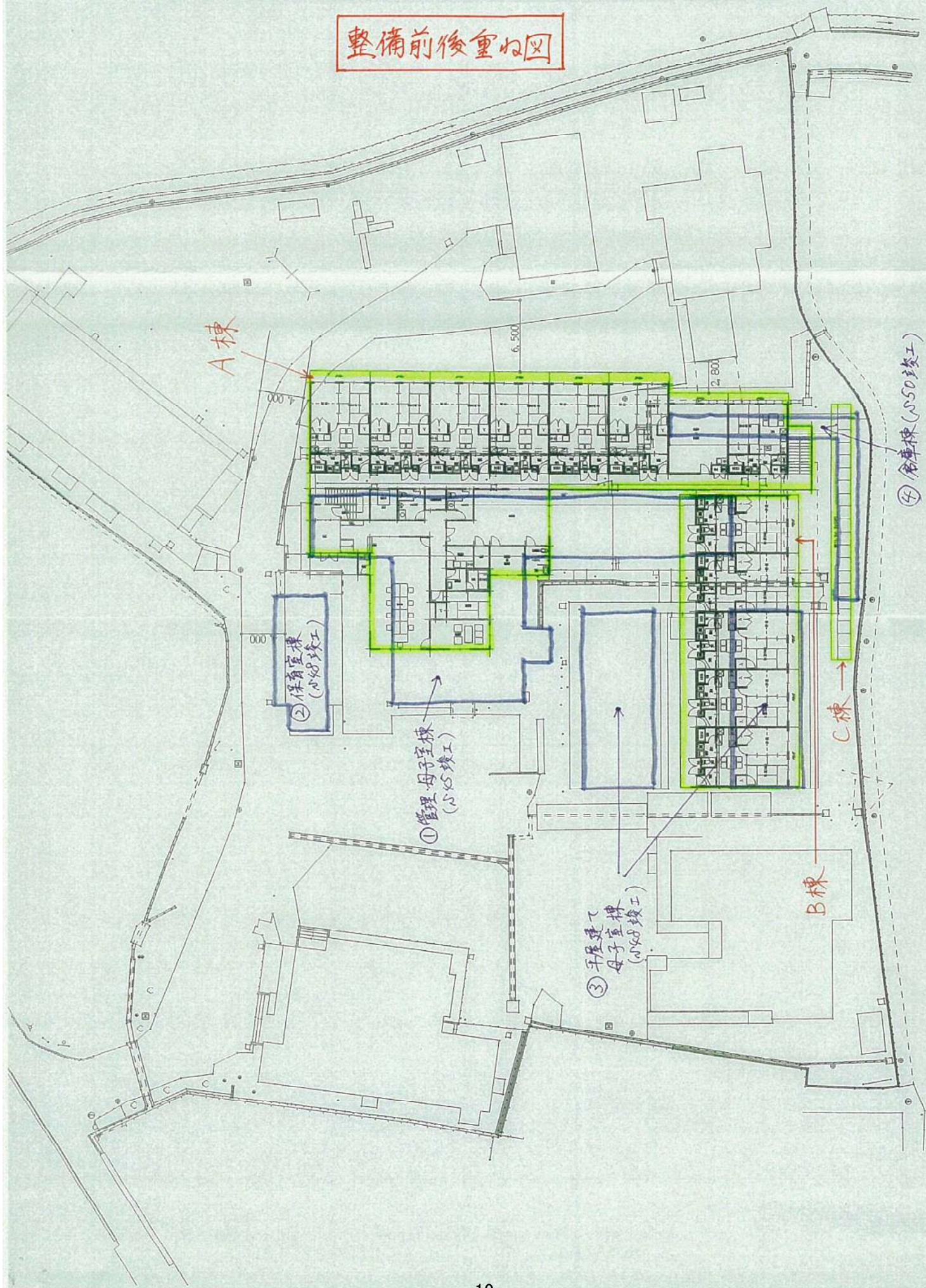
母子生活支援施設のぞみ

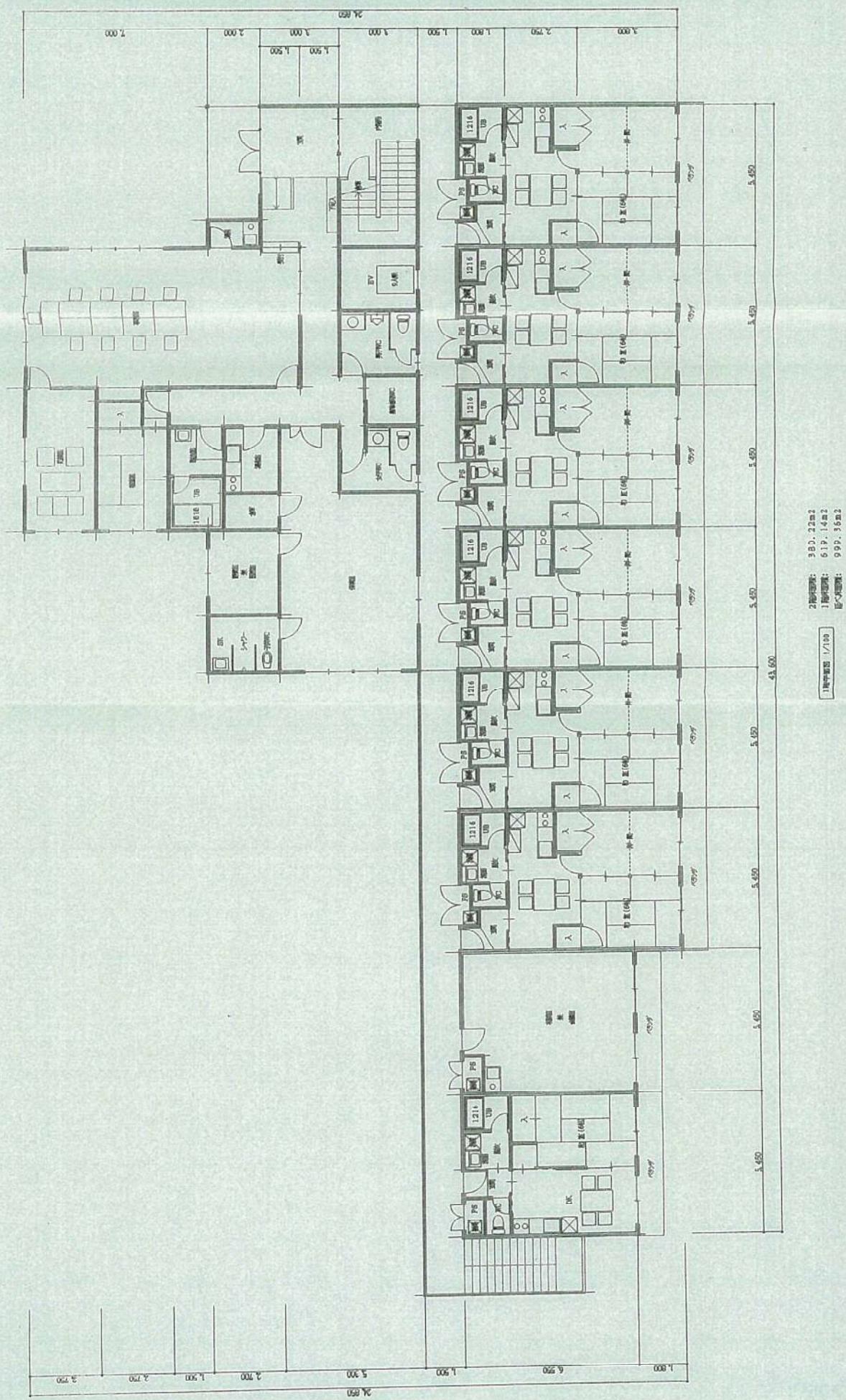
社会福祉法人愛光会

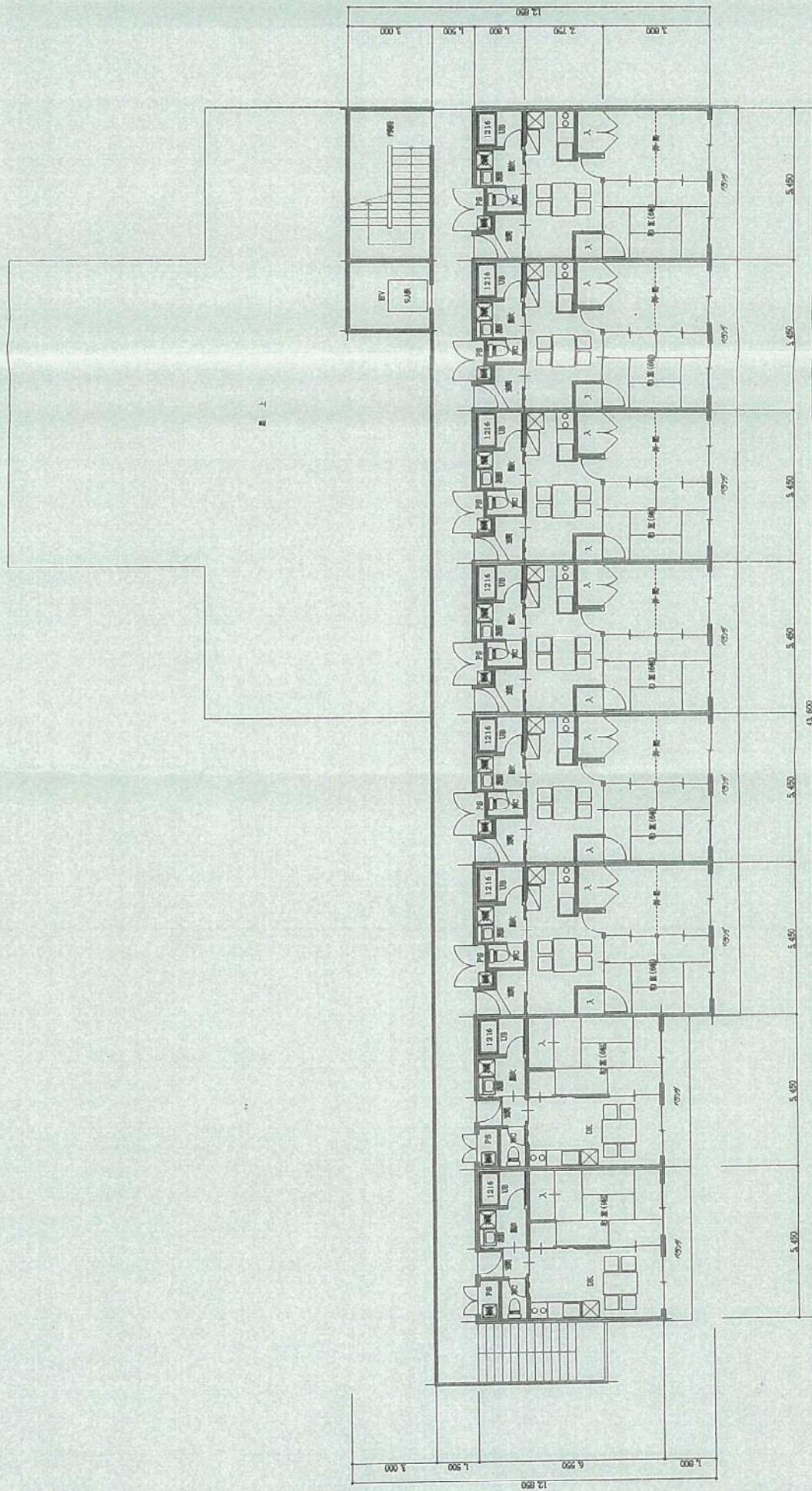
整備後

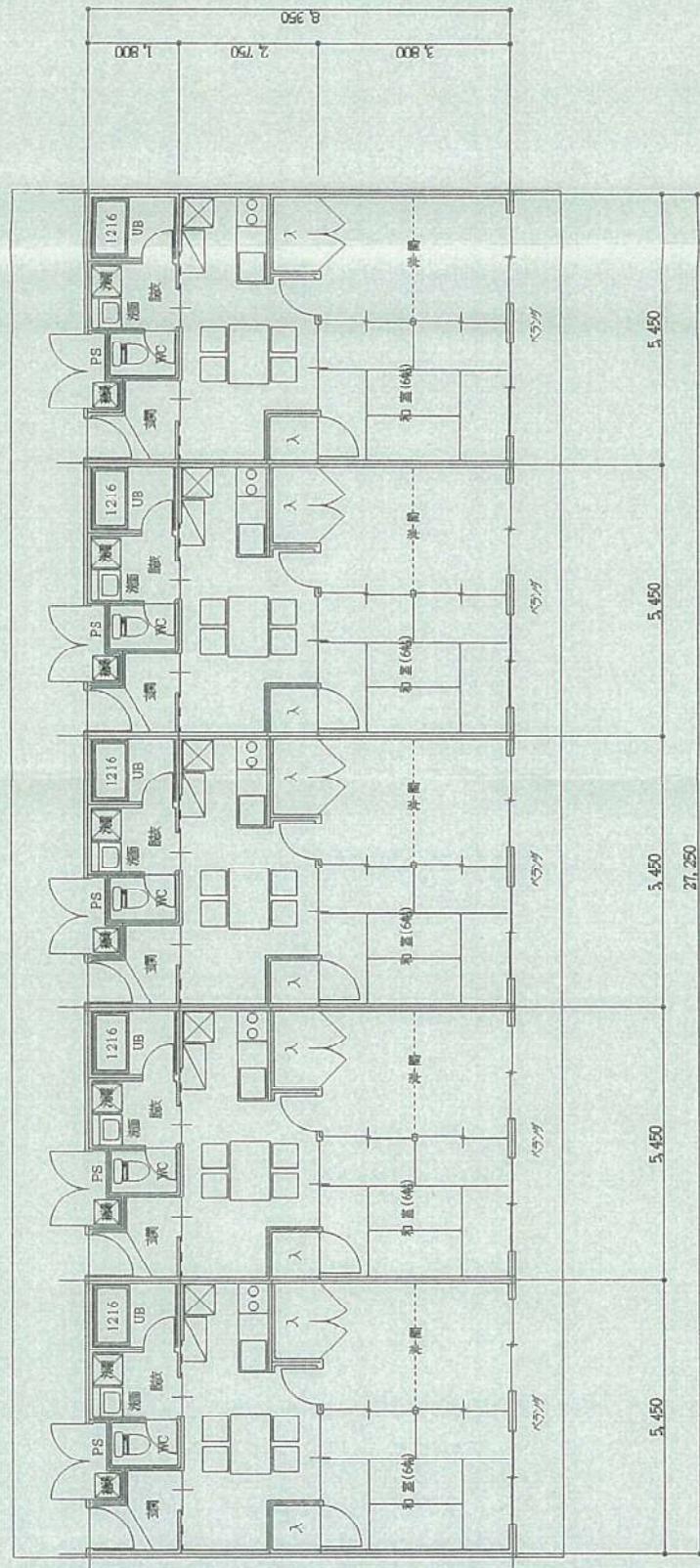


整備前後重ね図









1 阶平匝圈 1/100 1 附环匝圈： 227, 54m²
延伸环匝圈： 227, 54m²

県内の児童養護施設等について

平成29年4月1日現在

区分	児童養護施設	乳児院	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	助産施設	自立援助ホーム	ファミリーホーム
対象児童及び世帯	保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)	乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他他の理由により特に必要な場合には、幼児を含む。)	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦	・義務教育終了後の20歳未満の児童(者)で、児童養護施設や児童自立支援施設などを退所したが、社会的自立が不十分な児童(者) ・学校教育法50条に規定する高等学校の生徒、同法83条に規定する大学の学生等であって、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者	保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童
具体例	・父母が死亡、行方不明となっている児童 ・父母等から虐待を受けている児童 ・父母が養育を放棄している児童	・父母が死亡、行方不明となっている乳児 ・父母が養育を放棄している乳児 ・父母が疾病等により養育困難な児童	・虐待により心理的外傷が強度である児童 ・引きこもり等で心理的治療が必要な児童	・窃盗を行った児童 ・浮浪、家出の児童 ・性非行を行った児童	・夫等の暴力(DV被害者) ・離婚等諸事情により住宅に困窮している者 ・就労の不安定、失業等、経済的に困窮している者 ・精神疾患等、心身が不安定な者	・収入がなく、生活保護を受給している妊産婦	・保護者がいても虐待などの理由により、家庭に帰ることができない児童(者) ・児童養護施設等を退所する年齢に達しても、引き続き生活習慣などの指導が必要な児童(者)	・父母が死亡、行方不明となっている児童 ・父母等から虐待を受けている児童 ・父母が養育を放棄している児童
措置費負担割合	国1/2、県1/2	国1/2、県1/2	国1/2、県1/2	国1/2、県1/2	国1/2、県1/2(国1/2、県1/4、福祉事務所設置市町村1/4)	国1/2、県1/2(国1/2、県1/4、福祉事務所設置市町村1/4)	国1/2、県1/2	国1/2、県1/2
施設数	5	2	1	1	5	5	3	3
県内認可定員	213人	35人	入所30人、通所15人	36人	110世帯	69世帯	21人	18人
東部	施設名	鳥取こども学園 (鳥取市立川町5-417)	鳥取こども学園乳児部 (鳥取市立川町5-417)	鳥取こども学園希望館 (鳥取市立川町5-417)	鳥取市母子生活支援施設 つくし (鳥取市大工町頭32-1)	鳥取市立病院 (鳥取市市場一丁目1番地)	鳥取フレンド (鳥取市西町2-103)	ビーハイブ (鳥取市北園1-144)
	定員	58人 (うち地域小規模18人)	15人	入所30人 通所15人(暫定14人)	20世帯	20世帯	9人	6人
	施設名	青谷こども学園 (鳥取市青谷町善田31-1)			のぞみ (八頭郡八頭町宮谷222-1)	鳥取赤十字病院 (鳥取市尚徳町117番地)	鳥取スマイル (鳥取市西町3-417)	
	定員	35人(暫定31人)			20世帯	6世帯	6人	
中部	施設名	因伯子供学園 (倉吉市みどり町3249)			倉明園 (倉吉市上井550-3)	鳥取県立厚生病院 (倉吉市東昭和町150)		夾夢来人 (北栄町弓原391-1)
	定員	40人(暫定34人)			20世帯(サテライト含め25世帯)	25世帯		6人
	施設名				ブルーインター (倉吉市福守町407-14)			
西部	定員				30世帯			
	施設名	光徳子供学園 (大山町名和1239-1)	米子聖園ベビーホーム (米子市上後藤4-2-36)		喜多原学園 (米子市泉706)	コスモス (米子市錦町1-127)	ピアホーム (米子市博労町1-182-11)	マザーズ・パーク (大山町唐王689)
	定員	30人	20人		36人(暫定17人)	15世帯	2世帯	6人
	施設名	米子聖園天使園 (米子市上後藤4-2-36)				山陰労災病院 (米子市皆生新田1-8-1)		
定員							16世帯	
		50人 (H29.4.29~うち地域小規模6人)						

※児童:18歳未満(乳児:1歳未満、幼児:満1歳から小学校就学の始期まで、少年:小学校就学の始期から満18歳に達するまで)

鳥取県社会福祉審議会規程の改正について

平成29年10月26日
福祉保健課

社会福祉審議会の運営等を定める「鳥取県社会福祉審議会規程」について、以下のとおり改正するもの。

<改正案>

- ① 児童福祉専門分科会の分掌事務に「認可外保育施設等における子どもの死亡事故等の重大事故の検証を行うこと。」を追加する（第4条）

<改正を行う理由>

①児童福祉専門分科会の分掌事務の追加について

子ども・子育て支援新制度において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合に市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。
(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第32条、第50条)

このことを踏まえ第16回子ども・子育て会議において行政による再発防止に関する取組の在り方等について検討された結果、死亡事故等の重大事故の発生前、発生時、発生後の一連のプロセスにおける子どもや周囲の状況、時系列の対応などを検証し、検証の結果を重大事故の再発防止に役立てていくことが極めて重要であることから、地方自治体において検証を実施するよう国から通知されたところである。（平成28年3月31日府子本第191号等）

通知に基づき、都道府県は「認可外保育施設」「認可外の居宅訪問型保育事業」における事故に関して検証を行うこととされていることから、今回鳥取県社会福祉審議会規程を改正し、児童福祉専門分科会により専門的な調査、審議を行うために設置されている児童支援部会の分掌事務に、認可外保育施設等における子どもの死亡事故等の重大事故の検証を行う業務を追加することとする。

鳥取県社会福祉審議会規程（新旧対照表）

改正後	改正前
第1～3条 略 (分科会の分掌事務) 第4条 略 2 略 3 略 4 児童福祉専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。 (1)～(7) 略 <u>(8) 認可外保育施設等における子ども</u> <u>の死亡事故等の重大事故の検証を行</u> <u>うこと。</u>	第1～3条 略 (分科会の分掌事務) 第4条 略 2 略 3 略 4 児童福祉専門分科会は、次に掲げる業務を分掌する。 (1)～(7) 略
 (部会の分掌事務) 第5条 略 2 児童支援部会は、次に掲げる業務を分掌する。 (1)、(2) 略 <u>(3) 第4条第4項第8号の業務</u>	 (部会の分掌事務) 第5条 略 2 児童支援部会は、次に掲げる業務を分掌する。 (1)、(2) 略
第6条～第10条 略	第6条～第10条 略

この規程は、平成29年10月26日から施行する。

報 告

平成29年10月26日
福祉保健課

「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成28年法律第104号。以下、「再犯防止推進法」という。)が平成28年12月14日に施行されたことに伴い、「鳥取県再犯防止推進計画」を策定することとし、各関係機関・有識者から幅広く意見を聞くために検討会を設置し、これまでに2回開催しましたので下記のとおり報告します。

※再犯防止推進法第8条第1項

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

記

1 検討会の概要

- (1) 検討委員：鳥取保護観察所、鳥取地方検察庁、鳥取刑務所、美保学園、鳥取少年鑑別所、鳥取県保護司会連合会、鳥取県更生保護観察協会、鳥取県更生保護給産会、鳥取県更生保護女性連盟、鳥取県就労支援事業者機構、鳥取県再犯抑止更生協会、鳥取労働局、鳥取県社会福祉協議会、鳥取県教諭師会、鳥取刑務所篤志面接委員連絡協議会、鳥取ダルク、地域生活定着支援センター、鳥取県弁護士会(計18名) ※福祉保健課他関係課もオブザーバーとして参加

(2) 第1回検討会(8月25日)の状況

関係機関における現状や取組内容、課題等について説明していただいた。

(主な課題・意見等)

- ・住居・就労先がないまま、刑務所を満期出所する者のうち支援を拒む者への対応が困難
- ・協力雇用主においても実際の雇用に結びつきにくい。
- ・県民の更正保護に対する関心が薄い。
- ・行政、就労、医療、介護等の支援関係者が連携して継続支援する体制が必要である。

(3) 第2回検討会(10月4日)の状況

第1回検討会で委員から発言いただいた課題に対する対応策について検討した。

(主な意見)

- ・刑務所出所当日から住居がない者のために、公営住宅や空き家を活用してはどうか。
- ・仮釈放者は保護観察官や保護司の見守りがあるが、満期出所者は支援がないため、そのギャップをうめることが重要。
- ・出所前・処分前からその後の生活や就労等の支援について関係機関で協議・情報共有する場が必要。

2 今後のスケジュール

国の再犯防止推進計画の検討状況を踏まえながら、今後2回程度検討会を開催し、パブリックコメント等を行つて、今年度中を目途に鳥取県再犯防止推進計画を策定する予定。

【参考：国の状況】

平成29年2月に「再犯防止推進計画等検討会」を設置し、「再犯防止推進計画」を検討しており、平成29年10月10日から11月10日まで「再犯防止推進計画」(案)に対するパブリックコメントを実施しており、平成29年12月頃に閣議決定を行う予定。

<国が計画を策定する上で重点課題>

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した就学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

報告

一斉改選に伴う民生・児童委員候補者及び主任児童委員候補者の審査の適否について、民生委員審査専門分科会で決議しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 日 時 平成28年10月20日（木）午後3時5分から午後4時
- 2 場 所 とりぎん文化会館 第5会議室
- 3 出席者 民生委員審査専門分科会委員 5名
- 4 決議事項

(1) 民生委員・児童委員候補者の審査について
民生委員・児童委員候補者は全員適当であると認めた。

※ 推薦会からの推薦状況（平成28年10月20日時点）

区分	定数	推薦数	推薦内訳			改選率	平均年齢	欠員数
			再任	新任	元			
平成16年度	1,429人	1,420人	978人	442人	0人	31.1%	62.50	9人
平成19年度	1,451人	1,446人	879人	565人	2人	39.2%	62.91	5人
平成22年度	1,462人	1,433人	940人	491人	2人	34.4%	63.80	29人
平成25年度	1,472人	1,417人	927人	489人	1人	34.6%	64.87	55人
平成28年度	1,476人	1,392人	977人	410人	5人	29.8%	65.91	84人

(2) 主任児童委員候補者の審査について
主任児童委員候補者は全員適当であると認めた。

※ 推薦会からの推薦状況（平成28年10月20日時点）

区分	定数	推薦数	推薦内訳			改選率	欠員数
			再任	新任	元		
平成16年度	229人	226人	141人	85人	0人	37.6%	3人
平成19年度	217人	210人	142人	68人	0人	32.3%	7人
平成22年度	214人	209人	140人	69人	0人	33.0%	5人
平成25年度	212人	204人	140人	64人	0人	31.3%	8人
平成28年度	212人	199人	146人	52人	1人	26.1%	13人

報 告

心身障がい福祉専門分科会は、鳥取県社会福祉審議会規程第5条第2項の規定に基づき、平成29年3月3日及び同年6月21日に開催された審査部会において決議された下記事項について、同規程第8条の規定により報告します。

記

1 身体障害者福祉法第15条第1項の規定による医師の指定について

次の医師について指定を適當と認めた。

答申年月日	診断に係る 障害の範囲	診療科目	氏 名	勤務先
平成29年 3月3日	ぼうこう又は 直腸機能障害	外科	多田 陽一郎	鳥取市尚徳町117 鳥取赤十字病院
同上	ぼうこう又は 直腸機能障害	外科	高屋 誠吾	鳥取市尚徳町117 鳥取赤十字病院
同上	肢体不自由	整形外科	三原 徳満	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
同上	肝臓機能障害	第二内科	三好 謙一	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
同上	じん臓機能障 害	腎臓内科	福井 豊穎	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
同上	肢体不自由	神経内科	檜垣 雄治	米子市上後藤三丁目5-1 養和病院
平成29年 6月27日	肢体不自由	神経内科	吉本 祐子	米子市皆生新田一丁目8-1 山陰労災病院
同上	心臓機能障害	心臓血管外 科	小野 公誉	米子市皆生新田一丁目8-1 山陰労災病院
同上	肢体不自由	内科・リハ ビリテーシ ョン科・神 経内科	三木 勇明	西伯郡伯耆町大原927-1 大山リハビリテーション病院
同上	肢体不自由	内科・神経 内科	石田 玄	米子市淀江町佐陀2169 米子東病院
同上	ぼうこう又は 直腸機能障害	外科	木原 恭一	鳥取市尚徳町117 鳥取赤十字病院
同上	肝臓機能障害	内科・消化 器内科	木科 学	米子市新開二丁目1-43 米子ファミリー内科クリニック
同上	じん臓機能障 害	内科	米谷 康	岩美郡岩美町浦富1029-2 岩美病院
同上	肢体不自由	整形外科	山下 尚寛	日野郡日野町野田332 日野病院

2 そしやく機能障害（こう合異常）に関する診断書・意見書を作成することができる歯科医師の登録について

次の歯科医師について登録を適當と認めた。

答申年月日	診療科目	氏名	勤務先
平成29年3月3日	歯科口腔外科	大竹 史浩	鳥取市尚徳町117 鳥取赤十字病院

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条第2項の規定による医療機関の指定について

次の医療機関について、指定を適當と認めた。

答申年月日	医療機関名	担当する自立支援医療の種類	主に担当する医師名	指定条件
平成29年3月3日	米子市上福原二丁目17-20 医療法人社団ふくい内科クリニック	更生医療	腎臓内科：福井毅顕 (担当する医療の種類：じん臓)	腹膜透析療法に限る

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条の規定による医療機関の変更の承認について

次の指定医療機関について、変更を承認することを適當と認めた。

答申年月日	医療機関名	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
平成29年3月3日	鳥取大学医学部附属病院	主として担当する医師	瀬島 健裕 (担当する医療の種類：腎臓移植)	引田 克弥 (担当する医療の種類：腎臓移植)	平成28年4月1日
同上	鳥取大学医学部附属病院	主として担当する医師	領家 和男 (担当する医療の種類：口腔)	小谷 勇 (担当する医療の種類：口腔)	平成28年4月1日
同上	鳥取大学医学部附属病院	主として担当する医師	領家 和男 (担当する医療の種類：歯科矯正)	本城 正 (担当する医療の種類：歯科矯正)	平成28年4月1日
平成29年6月27日	鳥取大学医学部附属病院	主として担当する医師	北野 博也 (担当する医療の種類：耳鼻いんこう科)	竹内 裕美 (担当する医療の種類：耳鼻いんこう科)	平成29年4月1日

5 身体障害者福祉法施行令第5条第1項の規定による身体障害者手帳交付申請の却下について

次の者の身体障害者手帳の申請について、却下が適当であると認めた。

答申年月日	氏名	却 下 理 由
平成29年3月 3日	A (再認定)	<p>心臓機能障害の認定基準において手帳が交付される障害程度4級に該当するのは、次の基準を満たす者とされている。</p> <p>(1 18歳以上の者の場合)</p> <p>次のa～dのうちいずれかの所見があり、かつ、家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの（活動能力の程度でいえば「ウ」に該当する者。）</p> <ul style="list-style-type: none">a 心電図で心房細動又は粗動所見があるものb 心電図で期外収縮の所見が存続するものc 心電図でS Tの低下が0.2mV未満の所見があるものd 運動負荷心電図でS Tの低下が0.1mV以上の所見があるもの <p>※活動能力の程度は、ア～オまであり、オに近づくにつれて障がいの程度が重いと判断される</p> <p>当該申請者は、心電図で期外収縮の所見が存続している（b）が、活動能力の程度は「イ」であり、4級の認定基準を満たしていない。</p> <p>従って、手帳交付申請については却下が妥当である。</p>

報 告

児童福祉専門分科会は、鳥取県社会福祉審議会規程第4条第4項第4号に基づき、下記事項について平成29年7月4日及び平成29年9月11日に決議したので、同規程第8条の規定により報告します。

記

児童福祉法施行令第29条に規定する里親の認定に必要な決議

次の者についての認定を、適當と認めた。

区分	住所	答申年月日
養子縁組里親	鳥取市	H29.7.4
養育里親	琴浦町	H29.7.4
養育里親	米子市	H29.9.11